

新宿区都市計画部長
新井 建也 様

東京都都市整備局
まちづくり推進担当部長
吉野 敏 郎



明治神宮内外苑風致地区における地域区分の変更について（依頼）

日頃より、東京都のまちづくり行政に、ご理解、ご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、風致地区内における建築物等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号。）の改正に伴い、条例において定める行為の許可に関する権限について、平成26年4月1日より都知事から区市町へ移譲し、許可事務を行っていただいておりますが、面積が10ヘクタール以上であり、かつ、2以上の特別区又は市町村（以下「区市」という。）の区域にわたる風致地区については、条例を都が定めることとなっています。

そのため、東京都は、都市計画法第58条第1項の規定に基づき、都市の風致を維持するため必要な事項を東京都風致地区条例で定めるとともに、2以上の区市にまたがる風致地区については、条例を所管する立場から、区市において風致地区に関する事務が円滑に運用されるよう、必要に応じて連携し、調整等を図っているところです。

つきましては、明治神宮内外苑風致地区内の神宮外苑地区地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）において、下記の経緯を踏まえ、地区計画の目標である「スポーツクラスター」の形成等の実現に向けた地区計画の変更（地区整備計画の追加等）を推進するため、貴区において地域区分の変更及びこれに伴う審査基準の変更に配慮をお願い申し上げます。

また、条例の所管である建設局とも協議した、地域区分及び審査基準の変更案を添付しますので、ご査収の程よろしくお願い致します。

なお、本依頼文については、新宿区及び港区に送付していることを申し添えます。

記

明治神宮内外苑風致地区のうち、神宮外苑地区では、国立霞ヶ丘競技場の建替えを契機に、段階的に公共的なまちづくりが進められています。

この神宮外苑地区においては、緑豊かな風格ある景観と調和したにぎわいと活力ある再整備（既存スポーツ施設や関連施設等の更新・集約、公園・広場や区道、街区等の再編整備、土地の高度利用化を促進して優良な民間開発を誘導し、業務、商業、文化、交流等の都市機能の導入及び地区の魅力や活力の増進に資するにぎわい施設等の導入）を推進するため、地区計画を策定しています。

また、神宮外苑の良好な風致の保全と大規模スポーツ施設及びその関連施設を中心としたさまざまな施設の集積による活力あるまちづくりの推進を実現するため、地区全体で緑化を図り、緑豊かな都市環境を保全・強化するとともに、都立明治公園の再編整備や公園と一体的なオープンスペースの確保に取り組むなど、魅力的な都市環境の創出を図ることとしています。

東京都は、本地区計画の都市計画決定（平成25年6月17日）に合わせ、当該風致地区において、S甲地域及びS乙地域の審査基準を策定し、権限移譲後も各区において東京都の審査基準に倣い基準を策定するよう依頼しているところです。

さらに、平成30年11月、都は、東京2020大会後を見据えた、まちづくりの目標や誘導方針、公園まちづくり制度の活用要件等を示し、民間が事業主体となって進めるまちづくりを適切に誘導するため、「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」を策定しました。

このため、まちづくり指針に沿って「スポーツクラスター」の形成等を推進することを目的に、地域区分の変更やこれに伴うS丙地域の審査基準の策定等について、依頼を行うものです。

